

時代区分Ⅳ (1)-②日韓両政府の抗議の応酬に関する資料

竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託提案(1954年9月25日)と政府見解第2回(1954年2月10日)

No.54 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に
 報H27/P20 申入れについて 外務省 海外調査月報記事

65 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて



の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国官民による竹島に対する侵犯同島周辺の日本国領海内における漁業並びに同島にお

の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国官民による竹島に対する侵犯同島周辺の日本国領海内における漁業並びに同島にお

- 竹島附近
- 1 島根県東海側
 - 2 十六町八反歩
 - 3 五町四反歩
 - 4 六反歩
 - 5 六町二十歩
 - 6 六町十八歩
 - 7 六町十八歩
 - 8 六町二十四歩
 - 9 六町二十歩
 - 10 外十九箇所 一反
 - 11 九畝歩
 - 12 計二十三町三反三畝歩

所蔵:国立国会図書館(竹島資料ポータルサイトで閲覧可能)

資料概要

竹島問題の国際司法裁判所付託を提議した日本政府の口上書(1954年(昭和29年)9月25日付)及び竹島領有に関する日本政府の見解(1954年(昭和29年)2月10日付)が掲載されている。

作成年月日	1954年(昭和29年)11月
編著者	外務省情報文化局
発行者	国際経済研究所
収録誌	『海外調査月報』4巻11号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館に閲覧申請を行い、マイクロフィルムによる閲覧を行う

64

竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

情報文化局

かねて日韓両国間に係争中の竹島の領有権問題に関し、韓国側はわが方の過去数次にわたる抗議と申入れにもかかわらず、竹島に対する韓国側の領土権を主張して譲らないのみならず、最近に至っては、(略)実力による支配を確立せんとしている。

よつて、本件紛争の最終的且つ平和的解決を図るため、今回九月二十五日付在京韓領代表部に対する口上書をもつて、別紙(付)とおり、韓国政府の同意により問題を国際司法裁判所に付託することをわが方より提議した。

わが方は、右付託の提議と同時に、国際司法裁判所の判決のあるまでの期間竹島に於いて紛争の発生を防止するための具体的措置につき韓国政府と協議する用意のあることも併せて申入れた。なほ、戦後における竹島問題の経緯は別紙(付)のごとくであり、また、韓国側の主張に対しわが方が竹島領有の根拠として示した歴史的事実及び国際法上の見解(昭和二十九年二月十日付在京韓領代表部あて口上書の附録)は別紙(付)のとおりである。

口上書

外務省は、在本邦大韓民国代表部に敬意を表すとともに、竹島の領有問題に関し、次のとおり申し述べる光榮を有する。

一 日本国政府は、竹島が日本国領土の不可分の一部であることを確信し、これを韓国領土なりとする大韓民国政府の主張を、いじの公文、特に一九五四年二月十日付外務省口上書第二十五号をもって反論してきた。

しかしながら、大韓民国政府は、日本国政府の見解を全く無視したのみならず日本国政府

平和的解決を熟望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の同意の下に国際司法裁判所に付託することをここに提議する。

三 日本国政府は、大韓民国政府がこの紛争の最終的解決を最も公正にして権威ある機関となわ、国際司法裁判所にゆだねることに同意すべきことを確信し、早急に好意ある回答を寄せられることを期待する。

日本国政府は、ここに、国際司法裁判所の下すいかなる判決にも誠実に従うものであることを誓約する。

四 裁判所の判決のあるまでの期間、韓国政府が事件をこれ以上紛糾させないためにあらゆる手段を尽すことは、最も望ましいことと考えられる。よつて、外務省は、日本国政府が竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置について大韓民国政府と協議する用意があることを同代表部に通報する。

外務省は、在本邦大韓民国代表部が前記の諸提案を大韓民国政府に伝達し、それらの提案に対する韓国政府の見解を同省に通報せられんことを要請する。

昭和二十九年九月二十五日

内容見本

かねて日韓両国間に係争中の竹島の領有権問題に関し、韓国側はわが方の過去数次にわたる抗議と申入れにもかかわらず、竹島に対する韓国側の領土権を主張して譲らないのみならず、最近に至っては、(略)実力による支配を確立せんとしている。